

# 行田市 高齢者いきいき安心元気プラン

第8期行田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

概要版



令和3年3月

行田市

## 計画の趣旨

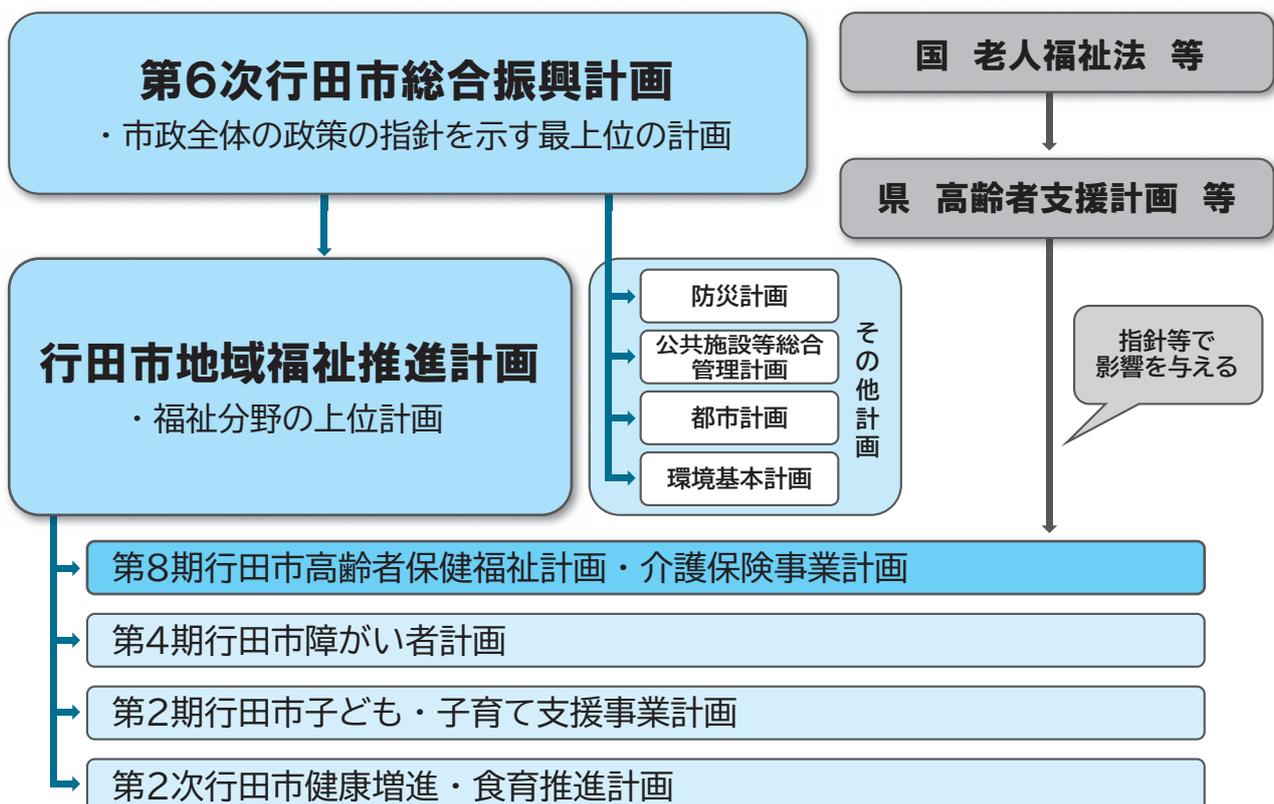
本市における令和2年4月1日現在の高齢者人口は25,035人、高齢化率は31.1%、75歳以上の高齢者の割合（以下「後期高齢化率」という。）は14.7%となっておりますが、高齢化の進展に伴い高齢化がピークを迎える令和22年（2040年）には、高齢化率が38.7%、後期高齢化率が22.7%にまで上昇することが見込まれていることから、社会保障や行政サービスの持続可能性の確保といった課題に直面しています。

加えて、今後は高齢者人口の増加だけでなく、ひとり暮らしや認知症の高齢者など支援を必要とする方の増加が見込まれていることから、私たち一人ひとりが自立支援・重度化防止といった介護保険法の理念を念頭に置きつつ健康づくりや介護予防に努め、できるかぎり「受け手」から「支え手」に回ることで、社会保障や行政サービスの持続可能性を確保していかなければなりません。

こうした状況を踏まえ、本市のこれまでの取組を引き継ぎつつ、地域共生社会を見据えた地域包括ケアシステムの実現を図るため、「第8期行田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」（以下「本計画」という。）を策定しました。

## 計画の位置付け

本計画は、本市における「高齢者福祉・介護保険」に特化した個別計画です。上位計画である「総合振興計画」や「地域福祉推進計画」だけでなく、福祉分野における他の個別計画、国の基本指針や大綱、県の策定する計画等とも連携を図っていきます。



## 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間としています。  
介護サービス内容や、給付、保険料の水準等も見据えた上で中長期的な視野に立った施策の展開を図っていきます。

## 計画の基本的な考え方

### ■ 基本理念

# いきいきと暮らし 共に支え合うまちをつくる

本市では、第6次行田市総合振興計画（令和3年度～令和12年度）において、人の絆・地域の力・まちの賑わいの3つを柱とした基本理念を掲げ、まちづくりを推進していきます。  
そのため、本計画では、上位計画である第6次行田市総合振興計画の高齢者部門における基本目標である『いきいきと暮らし共に支え合うまちをつくる』を基本理念として掲げ、健全な介護保険財政の確立による持続可能な制度の運営を確保しながら、地域包括ケアシステムの構築に取り組んでいきます。

### 基本目標1 生きがいつくりと活躍の場の充実

高齢者が気軽にコミュニケーションできる場、高齢者が役割を持って活躍できる場やその機会をつくるための取組を推進します。また、ボランティア等の多様な社会参加の場や機会を提供することで、高齢者自らが生きがいを持ち、住み慣れた地域でいつまでも健康で自立した生活が送れるよう支援します。

### 基本目標2 高齢者の健康づくりと在宅生活に係る支援

市民一人ひとりが生涯を通じて健康づくりに取り組んでいけるよう、各種検診や保健事業の充実に向けた取組を推進します。また、ひとり暮らし高齢者世帯や高齢者のみ世帯の増加が見込まれる中、高齢者自身やその家族による「自助」、近隣住民や地域の支え合いによる「互助」、保険制度などによる相互扶助である「共助」及び一般財源による高齢者福祉事業などの「公助」のバランスを図りながら、本人や家族の希望を踏まえた上で、できる限り在宅での生活が続けられるよう地域と行政による包括的な支援を行っていきます。

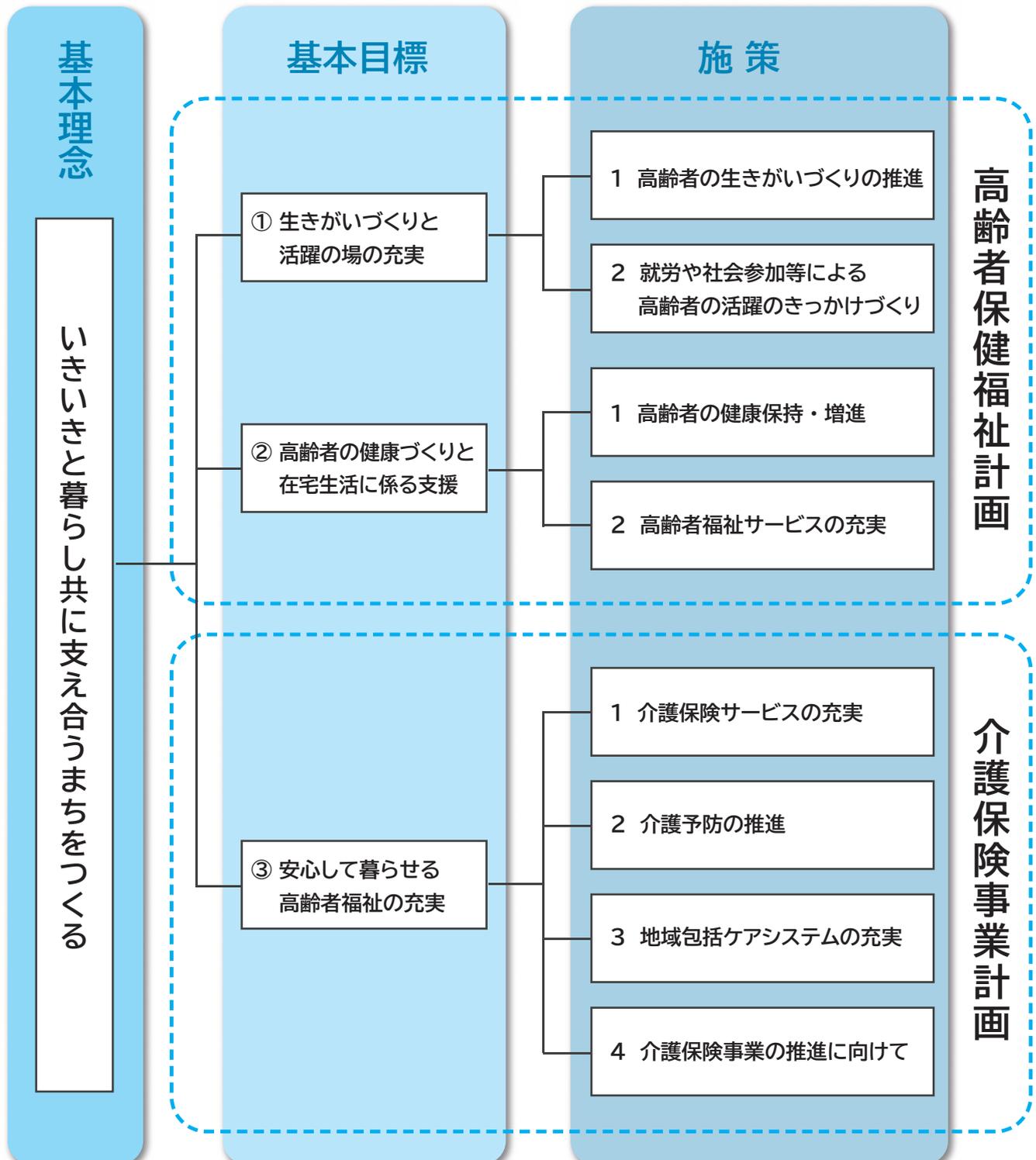
### 基本目標3 安心して暮らせる高齢者福祉の充実

高齢者が住み慣れた地域で、いつまでも自分らしく暮らしていくことのできるよう、その有する能力に応じて、必要な保健医療サービス、福祉サービス及び介護保険サービスを提供するとともに、介護保険サービスについては、要介護状態の軽減及び悪化の防止を目的に行うものとし、市と介護サービス事業所が一体となって、高齢者の生活の質（QOL）の向上を目指します。

# 計画の体系

本計画は、高齢者の保健福祉の推進に関する「高齢者保健福祉計画」と、介護保険事業の円滑な実施に関する「介護保険事業計画」により構成されています。

「いきいきと暮らし共に支え合うまちをつくる」という基本理念に則り、以下のとおり基本目標を掲げ、その実現に資する各種施策を展開しています。



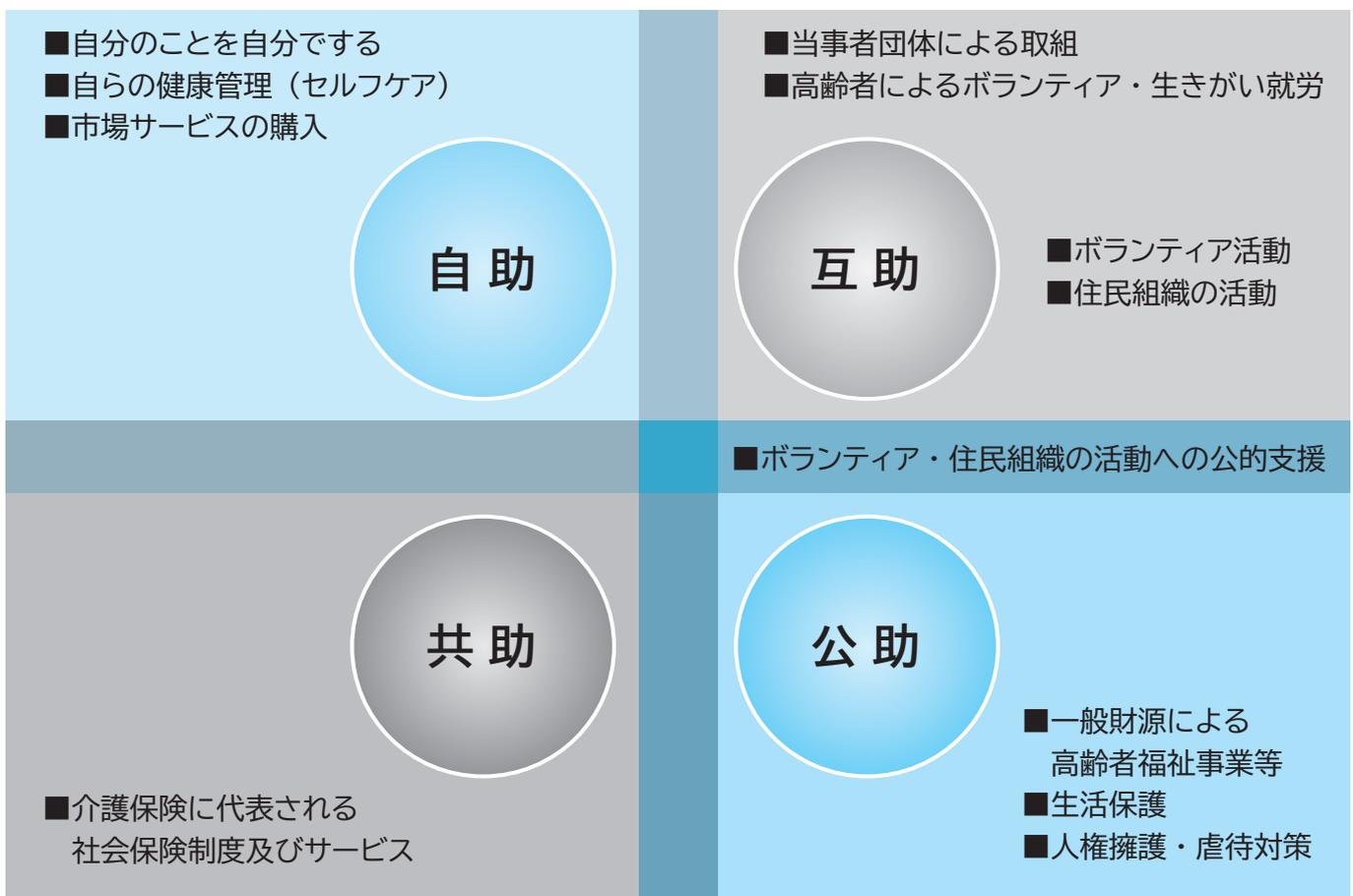
# 計画のポイント

## ■ 地域包括ケアシステムの充実

高齢化が進展する中、要介護・要支援者数は増加を続けていることから、介護保険サービスの充実を図りつつ、安定的な事業運営を図っていくためには、高齢者ができる限り長く住み慣れた地域で生きがいを持ち充実した生活を続けていくことが必要です。

そのための基礎となる仕組みが、地域における自助・互助・共助・公助のバランスを図りながら、包括的にコーディネートしていく地域包括ケアシステムです。住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの充実を目指し、主に比較的元気な方を対象に提供される介護予防・日常生活支援総合事業、医療と介護の両方を必要とする方が人生の最後まで住み慣れた地域で暮らしていけるよう、医療機関と介護事業所の連携により、包括的かつ継続的な在宅医療と介護のサービスの提供を目指す在宅医療・介護連携推進事業の他、認知症に関する事業や生活支援体制整備事業等により、保健・福祉・医療等が連携した、質の高い体系的なサービスを提供するとともに、高齢者の尊厳を保持しながら、その有する能力に応じた自立を支援していきます。

「自助・互助・共助・公助」から見た地域包括ケアシステムのイメージ図



## ■ 介護予防の推進

地域包括ケアシステムの5つの要素である医療・介護・予防・住まい・生活支援のうち、日常生活において自ら実行することが可能である要素は「予防」です。

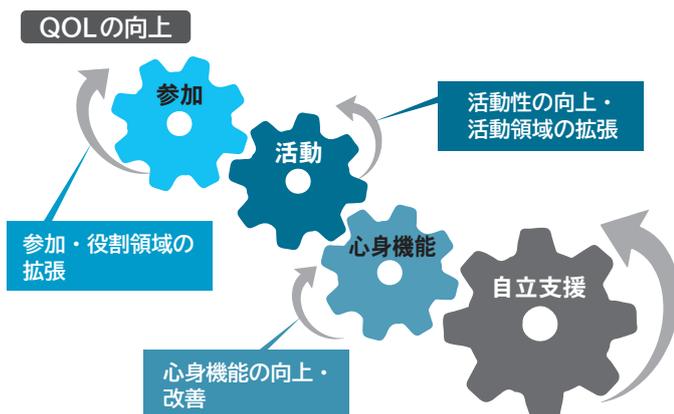
加齢に伴う心身の変化は個人差はあるものの誰にでも生じるものですが、介護予防に努めることにより要介護状態となることを防いだり、遅らせたりすることは可能です。介護保険法においては、介護予防及び要介護状態の重度化防止に努めることは国民の義務と規定されており、介護予防や重度化防止に取り組むことは介護保険サービスを受ける前提となるものです。介護保険サービスとは、単に介護を必要とする高齢者の身の回りの世話をを行うためだけのものではなく、自立した日常生活を送ることができるよう、要介護状態の軽減又は悪化防止を目的に行われるものであることを私たちは深く認識しなければなりません。

介護保険の被保険者である市民一人ひとりが健康づくりや介護予防に努めることで、要介護状態になることを防ぐことができれば、本人や家族にとって望ましい状態であるだけでなく、その結果として、介護サービス費の上昇が抑えられ、介護保険料の上昇を抑えることにもつながります。

市では、各種検診や介護予防教室、出前講座などを実施する他、誰でも気軽に参加できる住民主体の「通いの場」の充実と拡大を図るため、身近な場所で住民同士が効果のある介護予防体操が行うことができる「ご近所型介護予防事業」の実施により、地域における高齢者の介護予防の取組を支援していきます。

自立支援・重度化防止の取組による効果のイメージ図

【図1】



【図2】



## 地域包括支援センター(高齢者の総合相談窓口)の設置・運営

地域包括支援センターとは市が委託により市内5か所に設置している公的な機関であり、高齢者に関する総合的な相談窓口です。

高齢者が地域においていつまでも安心して暮らしていけるよう、介護のこと、健康のこと、家族のこと、お金や財産管理のこと、ご近所のことなど、高齢者に関するあらゆるご相談を受け付けるとともに、各種支援を行っております。

担当となる地域包括支援センターは、お住まいの地区により異なりますのでご注意ください。

なお、相談費用は無料で、秘密も守られますので、安心してご相談いただけます。

### 地域包括支援センターの設置状況

地域包括支援センター	住所 電話番号	担当地域（行政区）
地域包括支援センター <b>緑風苑</b>	須加1563 557-3611	北河原・須加・長野 佐間の一部(一旭・二旭・向町・緑町)
地域包括支援センター <b>まきば園</b>	白川戸275 550-1777	星河・荒木・南河原
地域包括支援センター <b>壮幸会</b>	下忍1162-14 552-1123	太井・下忍・持田の一部 (持田五丁目・持田砂原・菊野台・持田西・ 三井砂原・三持田西部・前谷・棚田三丁目)
地域包括支援センター <b>ふあみいゆ</b>	下須戸65-1 558-0088	太田・埼玉・佐間の一部 (大町・一佐間・二佐間・神明・三間)
地域包括支援センター <b>ほんまる</b>	本丸18-3 578-7761	忍・行田・星宮・持田の一部 (菅谷・一持田北・一持田南・県営持田団地・ 持田長町・二持田第一・二持田第二・ 二持田蔵場・三持田大宮口・三持田東部・ 駒形・西駒形)

## 第1号被保険者(65歳以上)の方の介護保険料

介護保険料の見直しを行い、令和3年度から令和5年度までの3年間の介護保険料を下記のとおり決めました。

高齢者数の増加などに伴い、保険給付に係る費用全体の増大が見込まれることなどから、基準額については、前回保険料から1,440円増(月額では120円増)となる年額67,200円となります。

所得段階	所得などの条件	基準額に対する割合	保険料年額
第1段階	生活保護を受けている方 世帯全員が市町村民税非課税で、老齢福祉年金を受けている方 世帯全員が市町村民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	×0.30 (軽減後)	20,160円
第2段階	生世帯全員が市町村民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下の方	×0.50 (軽減後)	33,600円
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円超の方	×0.70 (軽減後)	47,040円
第4段階	世帯の誰かに市町村民税が課税されているが、本人は市町村民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	×0.90	60,480円
第5段階 (基準額)	世帯の誰かに市町村民税が課税されているが、本人は市町村民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超の方	×1.00	67,200円
第6段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	×1.20	80,640円
第7段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	×1.30	87,360円
第8段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	×1.50	100,800円
第9段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上400万円未満の方	×1.70	114,240円
第10段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上の方	×1.80	120,960円

## 行田市高齢者いきいき安心元気プラン

第8期行田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画【概要版】

発行/行田市 発行年月/令和3年3月

編集/行田市健康福祉部高齢者福祉課

〒361-8601 埼玉県行田市本丸2-5

TEL 048-556-1111 FAX 048-564-3770